

昭和37年5月1日(毎月1回1日発行)

発行所 新潟県公民館連絡協議会
〔新潟市一番堀通町・県教育庁社会教育課内〕
〔電話(新潟)6111の655〕
〔振替(新潟)4094〕
発行人 安沢 純 正
(定価 1部10円)

5月号 (111号)

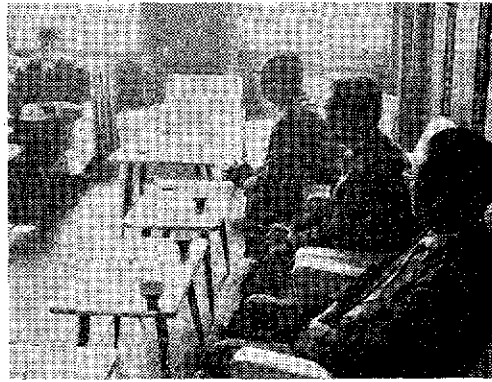
新潟県 公民館月報

知事に自治短大など 重点事業三項目を陳情

重点事業三項目を陳情

新潟県政の発足により本県の社会教育特設公民館活動の振興についても抜本的な施策が期待されているところであるが、このたび本会では、県公民館の数年来の重点目標である三項目をひきついで知事に再度の陳情をこころみだ。

安沢本会会長は、さる四月十七日、わたり陳情した。これに対し知事と、これからも午前十時四十五分より、藤原、熊倉は「極言」を承した。これからも



【左から塚田知事陳情する安沢、庵原、熊倉の各氏】

5月の歴史 二葉亭四迷
一九〇九年五月十日、この日ロシアからの捕虜中船で死んだ明治の新文学を創出したまた吾文一致体の文章の確立、ロシア文学の紹介につくした。
老兄は人知を解して純粋と云う候が、これは積極の方面にて、その裏の消極を思れば、日本人には無気力という欠点がありはせぬかと存じ候。純粋ゆえに剛情のねほり気なく、一寸突いていかなければ直ぐ手込めてしまひ、あくまで極端までやってみる根柢なし。善事悪事もその通り、いずれも一寸よっかいを出して少しすつやつてみれど、善の底、悪の底までやけつける氣力足らず。何事も深入りせぬゆえ、したがってほとんどのよい人間ができ、幹ができ、通ができ、御強がで言、收購者ができるのにはあらぬかと疑われ申候。
(北京より坪内雄藏あての手紙)

自治短大(仮称)建設請願書全文

自治短期大学(仮称)建設の構想の経過についてまず述べさせていただきます。本構想の当初は、県社会教育会館という名称をもつて主として県内の公民館職員を対象として、進展する世代にふさわしい資性と基礎的教養と高度の専門技術の修得をめざす研修施設とし同時に社会教育関係団体全般の中心センターとしても活用しようというねらいから昭和35年度に本会においていはじめその新設を提唱したのであります。その後県主脳部ならびに県町村会とも話し合いを重ねました結果、さらに飛躍した構想に切り替えまして社会教育関係職員のための研修にとどまらず、市町村等自治体職員全般を対象、市町村等研修施設とし、従つて修得内容、修業年限を少なくとも短期大学程度のものとするべきだとの意見の一致を見るにいたつたのであります。

建設の主旨と経過を述べて

●自治体職員、社会教育職員としての責任を自覚して行政事務に情熱を傾倒しよう人間、技術職員、専門職員を問わず学習修得の対象として、それぞれの修了者には、県公認の資格を附與していただきまして、県内全域に適材を適所に満ちもつて行政実績の本質向上を大きく期待したいのであります。ゆゑに恐れ入りますが県におかれましてはこの趣旨を了承くださいまして、この果実策および関係規定等をたてていただきたいのであります。本会といたしましては、さきに県町村会に以上の趣旨を要望いたしましたところ進んで御協力をいただけますことの確約を得ました。この際県御当局におかれましては昭和37年度中にこれが実現のため御計画を御樹立くださいますよう格段の御配慮をたまわりたく、ここに謹んで御請願申し上げます。

- ① 基礎的教養と高度の専門技術の修得をめざす研修施設とし同時に社会教育関係団体全般の中心センターとしても活用しようというねらいから昭和35年度に本会においていはじめその新設を提唱したのであります。
- ② 法律・規則等法令の行政全般にわたる基礎的教育を身につけさせること。
- ③ 市町村行政の本質に立ち民主的執行に遺憾なきや等公正にして高万なる自治運営理念をみがく場としたいこと。
- ④ 望ましい町づくり村づくりに進んで骨身をけずる心構えと信念を打ち込むこと。
- ⑤ 地方公共団体推せんの該当者良心的な希望者を集めて以上四領域にわたる学習が容易に実施できる施設、あわせて生活研修、人間関係の総合修得ができる集団合宿可能な施設がほしい。すなわちこの施設は広い意味における県の社会教育センターで同時に簡易な自治大学であらめたい。

ずさんな骨子立案ながら以上の趣旨によりまして、一般職員、

倉の阿理事を併用して、知事室の塚田知事を訪ね、本年度本会の重点目標にあげられている「自治短期大学の仮称」の建設の請願書「青少年の指導者研修充修計画」「公民館職員の地位の安定、身分保障等の確立」など三項目の要望事項の実現方について約十五分間に本会の藤原常任理事が案内された。

知事が佐渡の公民館活動を視察

また知事は四月二十九日の五月一日にかけて佐渡巡視を計画して

目次

| | |
|---------------|------|
| 新潟県社会教育課長あいさつ | P. 2 |
| 第一回評議員会終る | P. 3 |
| 県公連予算 | P. 4 |
| 事業月別計画 | P. 5 |
| 第13回県公民館大会要項 | P. 6 |
| 岐阜県八百津町公民館訪問記 | P. 7 |

新旧新潟県社教課長あいさつ

飛躍的進展を期待

前県社教課長 小野塚忠義

昭和三十三年四月社歩み歩き始めたこと認め得るので、教育課に舞い戻って、はなやかに思っています。

昭和二十五年に発足した青少年教育振興協会は本県における青少年教育のエキスパートをもつて、知りで有り、出張所の構成され、青少年教育の現状と課題の研究から更に具体的方策の検討に入り、その研究結果は逐次、町村教委や公民館の方々に、町教委や公民館の方々にも知人が多く同志的意識で御協力を得たことを深く感謝いたします。

さて、二年間を振り返ってみますと、本県の社会教育はたしかにわれわれの意図した時に即応する新らしい

公民館月報紙上をお借りしてご挨拶申し上げます。この四月一日付で私は県社会教育課に所属することを命ぜられました。かつては県教育庁勤務の経験もあり、顔見知りの方やお世話になった方も多数おられるので、とかく新しい勤務場所となるその空気になじむの時間と苦勞を要するの私の場合、余りな気持ちで働けることができません。しかし肝心な仕事の点では、さう簡単にはいきません。いろいろと勉強し、善面と担当業務上の問題とに熱意をもって取組んでい

このたび、はからずも総務課長に補充を命ぜられました。公民館の今後に対して何を望むかと聞かれまして、昔日この不勉強でこれといつて申し上げることもありません。ただ二年定年です。ではありますが、総合社会教育研究

こうと思えます。何卒皆様の格段のご協力とご支援をお願いいたします。私が実質的に勤務してから丸一月たちました。離任責任の身辺、甲斐のある仕事であり、それに請

あわただしい中にも次第に社会教育の課せられた柱本任務、例えば、明るい社会と楽しい家庭の建設、そしてこの基礎となる社会人ほど、意欲と勇氣をかり立てるものであります。すでに三十七年度社教

指定地区設置の事業が実施され、指定地区における実証的な調査研究と、実践活動は前目すべきものです。公民館職員は長期間講習は、正に全国に先駆けのもので、全国社会教育関係者の注目の的となっております。その帰郷入学生級は、一歩前

性に対する認識を深めることができた。特に指導者の養成と施設設備の充実がいかに急を要するものであるかがよくわかりました。また多年要望されておりました公民館職員の長期講習会が各位の熱心な御協力により、三十七年九月定例県議会に追加予算として議決された。その第一回を開催することのできましたこと、私の思いのこ

訪問集会は近時と女に活発化しており、社会教育の飛躍的進展の基盤は着々と作られてつとあるといえます。関係諸氏の御活躍を願つてやみません。(県教育庁学事課長)

四月一日より青少年保護育成条例が適用されることになりました。公民館の果たす責務の重要性を痛感いたします。今後、御協力ではあります。公民館活動の振興のために努力いたす考えであり、第一層の御指導と御援助をお願いいたします。(県教育庁総務課長補佐・前社教課長補佐)

当面、私の考えなければならぬことは、この間口の広く奥行の深い仕事に情熱を傾け身をもって深くかかっていられる関係各位が、一つと活躍しやすきようにしてあげるとは、どうすればよいかあると思ひます。金のこと人のこと制度等のこと山をなしています。同、県、地方自治体への接渉要請事情等をして、実効を得るようにならな

本年度第一回理事會
本年第一回理事會が四月十七日新潟市柳水園で開催された。出席者は、安沢会長以下、原、内山、樋口、熊倉、梅山の五理事。おもむける協議事項は次のとおり

①堀井副会長の辞表を受理した堀井氏は、長岡市長岡公民館長を兼任し、県公連へも会長として四月十七日付で辞任願を提出していただいたものである。

②千葉県公連内研修生受入れについて(詳細は別稿)

③昭和三十一年度事業計画案について(別稿参照)

前進へ意欲と勇氣こそ

県社会教育課長 谷久弥

兄弟関係各位の苦心と努力が長年と實が大なるものであるだけに、特等をして、実効を得るようにならな

印刷費の値上げにより、公民館の手引を一部十円を、公民館社会教育法合集一部十円を三十円にそれぞれ値上げする

本年度第一回理事會

本年第一回理事會が四月十七日新潟市柳水園で開催された。出席者は、安沢会長以下、原、内山、樋口、熊倉、梅山の五理事。おもむける協議事項は次のとおり

- ①堀井副会長の辞表を受理した堀井氏は、長岡市長岡公民館長を兼任し、県公連へも会長として四月十七日付で辞任願を提出していただいたものである。
- ②千葉県公連内研修生受入れについて(詳細は別稿)
- ③昭和三十一年度事業計画案について(別稿参照)
- ④本会職員二名の新潟県町村職員退職手当組合に加入の件
- ⑤評議員会の議決を経て加入せしめる。
- ⑥昭和三十一年度当初予算案について(別稿参照)
- ⑦県公連の再組織について
- ⑧基幹都市造成計画、工場適正配置促進法等の推進ともな
- ⑨県公連の組織母体の改革を行なわなければならないが、この準備のための研究機関を

本年度事業予算を審議

一 堀井副会長の辞表を受理

堀井副会長の辞表を受理した堀井氏は、長岡市長岡公民館長を兼任し、県公連へも会長として四月十七日付で辞任願を提出していただいたものである。今後、御協力ではあります。公民館活動の振興のために努力いたす考えであり、第一層の御指導と御援助をお願いいたします。(県教育庁総務課長補佐・前社教課長補佐)

- ①堀井副会長の辞表を受理した堀井氏は、長岡市長岡公民館長を兼任し、県公連へも会長として四月十七日付で辞任願を提出していただいたものである。
- ②千葉県公連内研修生受入れについて(詳細は別稿)
- ③昭和三十一年度事業計画案について(別稿参照)
- ④本会職員二名の新潟県町村職員退職手当組合に加入の件
- ⑤評議員会の議決を経て加入せしめる。
- ⑥昭和三十一年度当初予算案について(別稿参照)
- ⑦県公連の再組織について
- ⑧基幹都市造成計画、工場適正配置促進法等の推進ともな
- ⑨県公連の組織母体の改革を行なわなければならないが、この準備のための研究機関を

第一回評議員会

新事業予算案を承認

後任副会長に大高氏(商)を選出

新年度事業、予算案など「健民運動」(36年10月号参)と審議するため、本年(怒)の展開についての協力を依頼が、当初の評議員会が、五月二十六日新潟市小林百貨店クリルで開催された。出席者は安沢会長以下二十九名、県教員長、谷新社教員ほかが出席、今後の県社会教育に対する抱負についての新任のあいさつがあった。また、国休事務局長長川浩次氏から、二十九年度国民館開館となった本県の心構えと、団体を契機として、後進県から脱却する意気込みを語り込



【写真は評議員会に出席あいさつする
丸亀新次長、左は谷新課長、右安沢会長】

①自治短大(仮称)建設運動について
一面獨裁の主旨のもの、昭和三十七年度までに建設する方針で、市町村平均一万四千程度(人口割七〇)を四年間、約五百万円の目標で募金運動し、県へ寄附採納、県に建設させる。という案を次の評議員会までにそれぞれ検討の上、決定する。

- 一、議定事項
 - ①昭和三十七年度事業計画審議定の件、別項のとおり承認
 - ②昭和三十七年度当初予算案議定の件、別項のとおり承認
 - ③款内流用議定の件、承認
 - ④昭和三十七年度県公連分担金承認の件、別項のとおり承認
- 二、議定事項
 - ①本会の運営
 - 1 評議員会 年三回
 - 2 理事会 年七回(年六年始)
 - 3 監事会 年二回
 - 4 主事会常任幹事会 年四回
 - 5 主事会幹事会 年四回
 - 6 主事会幹事会(の合同会議) 年一回
 - 7 連絡協議
 - 8 全公連評議員会 年二回
 - 9 全公連評議員会 年一回
 - 10 長会議 年一回
 - 11 県東甲信越静公連事務所 年二回
 - 12 県東甲信越静公連協議会 年二回
 - 13 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年三回
 - 14 県東甲信越静公連協議会(内一回は臨時)
 - 15 行政機関との懇談会(知事と) 年一回
 - 16 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 17 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 18 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 19 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 20 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 21 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 22 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 23 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 24 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 25 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 26 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 27 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 28 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 29 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 30 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 31 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 32 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 33 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 34 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 35 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 36 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 37 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 38 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 39 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 40 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 41 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 42 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 43 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 44 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 45 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 46 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 47 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 48 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 49 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 50 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 51 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 52 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 53 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 54 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 55 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 56 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 57 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 58 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 59 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 60 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 61 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 62 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 63 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 64 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 65 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 66 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 67 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 68 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 69 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 70 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 71 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 72 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 73 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 74 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 75 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 76 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 77 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 78 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 79 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 80 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 81 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 82 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 83 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 84 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 85 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 86 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 87 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 88 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 89 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 90 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 91 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 92 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 93 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 94 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 95 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 96 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 97 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 98 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 99 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - 100 県東甲信越静公連協議会(知事と) 年一回
 - ②新事業の追加
 - 1 全国公民館大会(九月甲二、十三、十四日 北海道帯広市)
 - 2 関東甲信越静公連大会(開催地、神奈川県)
 - 3 県公民館大会(下越地区受持 西蒲原郡弥彦村六月八、九日)
 - 4 郡市公連大会(県公連共進) 四 講習会
 - 5 公民館職員長期講習(県教委主催、本会協賛)
 - 6 青少年指導者拡充研修会(全県単位一カ所、上、中、下越で各一カ所、計四カ所で開催)
 - 7 全国的社教研究会、学会参加 館長、副館長、運営審議員講

昭和三十七年度事業計画の概要
(基本方針は一月二十五日の理事会、評議員会で決定の通り)
委と三回、県社教委員と二回、県市町村長と三回

認議定の件、別項のとおり承認
⑤会計預入先一部追加議定の件、従来の第四銀行、学校司局のほか、北越銀行を加入することを承認
⑥本会職員の新潟県町村退職組合加入に関する件、承認
⑦県公民館大会における感謝状贈呈に関する件、小野塚前県社教課長及び堀井前本会副会長の二氏に贈呈を決議
⑧堀井副会長辞任(と)の後任副会長選出の件、長岡中央公民館長大高一二氏を選出

昭和37年度県公連分担金

(昭和35年度国勢調査による人口より算定一人当15銭、1円以上99円までの端数は100円に切りあげ)

| 郡市名 | 金額 | 人口 | 郡市名 | 金額 | 人口 |
|------|--------|---------|------|--------|--------|
| 北蒲原郡 | 24,600 | 163,999 | 高田市 | 11,000 | 73,238 |
| 中蒲原郡 | 9,800 | 65,035 | 三条市 | 10,800 | 71,594 |
| 西蒲原郡 | 19,600 | 130,621 | 柏崎市 | 11,200 | 74,139 |
| 南蒲原郡 | 7,700 | 50,989 | 新発田市 | 11,100 | 73,886 |
| 東蒲原郡 | 5,300 | 35,111 | 新津市 | 8,300 | 56,110 |
| 三島郡 | 10,100 | 67,056 | 小千谷市 | 7,500 | 49,445 |
| 古志郡 | 1,000 | 6,016 | 加茂市 | 5,900 | 39,292 |
| 北魚沼郡 | 10,400 | 68,809 | 十日町市 | 6,400 | 42,223 |
| 南魚沼郡 | 11,800 | 78,595 | 見附市 | 6,100 | 40,443 |
| 中魚沼郡 | 7,700 | 50,822 | 村上市 | 5,000 | 32,878 |
| 刈羽郡 | 8,300 | 55,002 | 燕市 | 5,700 | 37,547 |
| 東頸城郡 | 8,400 | 55,384 | 直津市 | 6,500 | 43,304 |
| 中頸城郡 | 14,400 | 95,977 | 栃尾市 | 5,700 | 37,681 |
| 西頸城郡 | 6,300 | 41,616 | 糸川市 | 6,300 | 41,910 |
| 岩船郡 | 10,500 | 69,797 | 新井市 | 5,200 | 34,351 |
| 佐渡郡 | 12,700 | 84,404 | 五泉市 | 5,600 | 36,941 |
| 新潟市 | 48,800 | 325,018 | 両津市 | 4,400 | 28,892 |
| 長岡市 | 22,300 | 148,254 | 白根市 | 5,400 | 35,658 |

- ⑧ 警察、社会福祉団体との研究
- ⑨ 訪問集会奨励
- ⑩ 市町村長、地教委との研究会(教育庁各出張所主催)
- ⑪ 市町村社会教育事務指導(条例、経理、その他)
- ⑫ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑬ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑭ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑮ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑯ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑰ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑱ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑲ 市町村公民館施設整備奨励
- ⑳ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉑ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉒ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉓ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉔ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉕ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉖ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉗ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉘ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉙ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉚ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉛ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉜ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉝ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉞ 市町村公民館施設整備奨励
- ㉟ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊱ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊲ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊳ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊴ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊵ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊶ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊷ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊸ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊹ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊺ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊻ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊼ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊽ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊾ 市町村公民館施設整備奨励
- ㊿ 市町村公民館施設整備奨励

昭和三十七年度県公連予算

才 入

| 款(項) | 目 | 本年度予算 | 前年度当初 | 比較 | 備 考 |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 1、分担金 | | 800,000 | 565,900 | + 234,100 | |
| (1)分担金 | | 800,000 | 565,900 | + 234,100 | |
| | 1、一般分担金 | 368,000 | 245,900 | + 122,100 | 人口一人当15銭 |
| | 2、特別分担金 | 432,000 | 320,000 | + 112,000 | 200部増 3600×10×12 |
| 2、県補助金 | | 500,000 | 400,000 | + 100,000 | |
| (1)県補助金 | | 500,000 | 400,000 | + 100,000 | |
| | 1、県補助金 | 500,000 | 400,000 | + 100,000 | |
| 3、繰越金 | | 40,000 | 110,000 | - 70,000 | |
| (1)繰越金 | | 40,000 | 110,000 | - 70,000 | |
| | 1、繰越金 | 40,000 | 110,000 | - 70,000 | |
| 4、雑収入 | | 89,300 | 131,500 | - 42,200 | |
| (1)雑収入 | | 89,300 | 131,500 | - 42,200 | |
| | 1、過年度収入 | 9,000 | 90,000 | - 81,000 | |
| | 2、資料販売料 | 50,000 | 20,000 | + 30,000 | 公民館の手引・法令集 |
| | 3、換付金 | 20,000 | 20,000 | | 月刊公民館換付金 |
| | 4、雑収入 | 10,300 | 1,500 | + 8,800 | 月報広告代(1回3000×3回)その他 |
| 計 | | 1,429,300 | 1,207,400 | + 221,900 | |

才 出

| 款(項) | 目 | 本年度予算 | 前年度当初 | 比較 | 備 考 |
|----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|
| 1、事務費 | | 369,560 | 287,000 | + 82,560 | |
| (1)給料 | | 257,560 | 210,000 | + 47,560 | 退職組合納付金42/1000×15ヶ月 |
| | 1、給料 | 257,560 | 210,000 | + 47,560 | 俸給 諸給 |
| (2)旅費 | | 33,000 | 30,000 | + 3,000 | |
| | 1、旅費 | 33,000 | 30,000 | + 3,000 | |
| (3)需要費 | | 79,000 | 47,000 | + 32,000 | |
| | 1、備品費 | 13,000 | 2,000 | + 11,000 | 椅子3脚 ガリバン その他 |
| | 2、消耗品費 | 40,000 | 20,000 | + 20,000 | 原稿用紙 封トウ 新聞等 |
| | 3、通信運搬費 | 25,000 | 20,000 | + 5,000 | 切手一般 電報等 |
| | 4、雑費 | 1,000 | 5,000 | - 4,000 | |
| 2、事業費 | | 1,012,400 | 875,000 | + 137,400 | |
| (1)大会費 | | 130,000 | 100,000 | + 30,000 | |
| | 1、大会費 | 130,000 | 100,000 | + 30,000 | 大会資料 表彰費 謝礼 旅費等 |
| (2)会議費 | | 120,000 | 115,000 | + 5,000 | |
| | 1、評議員会費 | 15,000 | 15,000 | | 3回 |
| | 2、役員会費 | 70,000 | 70,000 | | 7回 (借館料及び旅費) |
| | 3、主事会費 | 35,000 | 30,000 | + 5,000 | 4回 |
| (3)研修事業費 | | 160,000 | 230,000 | - 70,000 | |
| | 1、研修事業費 | 160,000 | 230,000 | - 70,000 | 三ブロック研修費 懇談会費 その他関係諸費 |
| (4)月報発行費 | | 412,400 | 290,000 | + 122,400 | |
| | 1、報償費 | 10,000 | 10,000 | | タオル180本 1ヶ月15本使用 |
| | 2、取材費 | 80,000 | 100,000 | - 20,000 | 取材諸費 取材給料 その他 |
| | 3、印刷費 | 240,000 | 170,000 | + 70,000 | 1ヶ月4000部刷 |
| | 4、編集委員会費 | 10,000 | 10,000 | | 年2回 |
| | 5、発送諸費 | 72,400 | - | + 72,400 | クラブ紙 月報発送切手 現像焼付 |
| (5)連絡費 | | 106,000 | 50,000 | + 56,000 | |
| | 1、全国大会費 | 40,000 | 20,000 | + 20,000 | 事務局全公連大会参加費 |
| | 2、中央等会議費 | 66,000 | 30,000 | + 36,000 | 都県事務局長会議と関ブロ大会参加費 |
| (6)振興費 | | 84,000 | 90,000 | - 6,000 | |
| | 1、県内振興費 | 30,000 | 70,000 | - 40,000 | 20市15部15,000円 3ブロック15,000円 |
| | 2、資料費 | 54,000 | 20,000 | + 34,000 | 法令集 手引作成費 |
| 3、負担金 | | 44,000 | 30,000 | + 14,000 | |
| (1)負担金 | | 44,000 | 30,000 | + 14,000 | |
| | 1、負担金 | 44,000 | 30,000 | + 14,000 | 全公連関ブロ社教団体新生活広報コンクール |
| 4、予備費 | | 3,340 | 15,400 | - 12,060 | |
| (1)予備費 | | 3,340 | 15,400 | - 12,060 | |
| | 1、予備費 | 3,340 | 15,400 | - 12,060 | |
| 計 | | 1,429,300 | 1,207,400 | + 221,900 | |

昭和三十七年度事業月別計画

【担当理事、飛田、樋口、茂野、鹿原、熊倉、梅田、内山の各頭文字一字のみ記入】

| 11月 | 10月 | 9月 | 8月 | 7月 | 6月 | 5月 | 4月 | 3月 |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② | 理事 事業名 評議員会① 主事常任幹事会① 知事との懇談会① 知事佐渡巡視案内① 町村会連事との懇談会① 主事幹事会① 県教委との懇談会① 編集委員会① 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会① 県公民館大会 評議員会② 公民館お楽しみ職員表彰 主事常任幹事会② 青少年指導者拡充研修会① 関東中信越静公連大会 理事 事業名 泉町村会連事との懇談会② 主事幹事会② 社教関係団体臨時会② 全国公民館大会 理事 事業名 警察、社会福祉団体との懇談 公民館職員長期講習会 県教委との懇談会② 主事常任幹事会③ 主事幹事会③ 編集委員会②③ 青少年指導者拡充研修会② |

計画月別未定ならびに後日開催予定の事業

| 3月 | 2月 | 1月 | 12月 |
|---|---|---|---|
| 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会③ 評議員会③ 知事、県議長との懇談会② 主事常任幹事会④ 町村会連事との懇談会③ 県社会教育委員との懇談会③ 編集委員会③ 知事、県教委との懇談会③ 主事幹事会④ | 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会③ 評議員会③ 知事、県議長との懇談会② 主事常任幹事会④ 町村会連事との懇談会③ 県社会教育委員との懇談会③ 編集委員会③ 知事、県教委との懇談会③ 主事幹事会④ | 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会③ 評議員会③ 知事、県議長との懇談会② 主事常任幹事会④ 町村会連事との懇談会③ 県社会教育委員との懇談会③ 編集委員会③ 知事、県教委との懇談会③ 主事幹事会④ | 理事 事業名 監事 事業名 社教関係団体懇談会③ 評議員会③ 知事、県議長との懇談会② 主事常任幹事会④ 町村会連事との懇談会③ 県社会教育委員との懇談会③ 編集委員会③ 知事、県教委との懇談会③ 主事幹事会④ |
| 残存計画、翌年度事業計画 当年度上半期分監査 中間報告交換と翌年度予算、県補助費について 当年度事業報告、翌年度事業計画について 追加更正予算、残存事業、翌年度事業計画について 同右(理事会と合同) 新年度事業計画と予算の資格樹立 新年度事業報告と新年度事業計画協議 職員長期講習等記録編集 新年度事業に対する県補助等懇請 新年度事業の具体計画と予算について | 残存計画、翌年度事業計画 当年度上半期分監査 中間報告交換と翌年度予算、県補助費について 当年度事業報告、翌年度事業計画について 追加更正予算、残存事業、翌年度事業計画について 同右(理事会と合同) 新年度事業計画と予算の資格樹立 新年度事業報告と新年度事業計画協議 職員長期講習等記録編集 新年度事業に対する県補助等懇請 新年度事業の具体計画と予算について | 残存計画、翌年度事業計画 当年度上半期分監査 中間報告交換と翌年度予算、県補助費について 当年度事業報告、翌年度事業計画について 追加更正予算、残存事業、翌年度事業計画について 同右(理事会と合同) 新年度事業計画と予算の資格樹立 新年度事業報告と新年度事業計画協議 職員長期講習等記録編集 新年度事業に対する県補助等懇請 新年度事業の具体計画と予算について | 残存計画、翌年度事業計画 当年度上半期分監査 中間報告交換と翌年度予算、県補助費について 当年度事業報告、翌年度事業計画について 追加更正予算、残存事業、翌年度事業計画について 同右(理事会と合同) 新年度事業計画と予算の資格樹立 新年度事業報告と新年度事業計画協議 職員長期講習等記録編集 新年度事業に対する県補助等懇請 新年度事業の具体計画と予算について |
| 二回参加 一回参加 出張所主催 ⑥訪問集会奨励 ⑦自治短大建設資金積立 ⑧県公連の再組織の件 ⑨県教委との共催事業(内、梅・鹿) | 二回参加 一回参加 出張所主催 ⑥訪問集会奨励 ⑦自治短大建設資金積立 ⑧県公連の再組織の件 ⑨県教委との共催事業(内、梅・鹿) | 二回参加 一回参加 出張所主催 ⑥訪問集会奨励 ⑦自治短大建設資金積立 ⑧県公連の再組織の件 ⑨県教委との共催事業(内、梅・鹿) | 二回参加 一回参加 出張所主催 ⑥訪問集会奨励 ⑦自治短大建設資金積立 ⑧県公連の再組織の件 ⑨県教委との共催事業(内、梅・鹿) |

祝 榮 轉 (四月一日付)

- ・(カッコ内は旧任) (順不同)
- ・三条市社教課長 小倉三治氏(栄村公民館主事)
- ・真野町収入役 山本醇氏(岩野町公民館主事)
- ・白根市社教主事 小池孝治氏(豊栄町社教主事)
- ・水原町社教主事 石山秀雄氏(見附市社教主事)
- ・見附市社教課長 芝不虎雄氏(同上花谷公民館主事)
- ・見附市社教主事 皆川厚氏(向中央公民館主事)
- ・見附中央公民館主事 江部護三氏(同高巻公民館主事)
- ・岩室村公民館主事 福田和雄氏(同役場民生課主事)
- ・岩船郡神納東小学校長 岡野長知氏(元県公連幹事)
- ・中越出張所長 中山敏郎氏(元県社教課施設係長)
- ・羽茂中学校長 島川鉄二氏(前佐渡分室、県社教主事)
- ・佐渡分室社教主事補 佐竹実氏(同高千北小学校)
- ・門前谷小学校長 渡辺勇男氏(下越視聴覚ライブラリー主任)
- ・県社教課長補佐 宮内英二氏(県指導課長補佐)
- ・県社教課庶務係長 小林秀雄氏(県農地改革課主事)
- ・県社教課第二指導係 藤原俊雄氏(高田財務事務所主事)

第13回新潟県公民館大会要項

— 6月8日・9日 やひこ中・小学校で開催 参加申し込み締切は5月25日 —

下掲の大会要項は4月26日開催の理事会において決定したものである。本年度は、第一日と第二日目で会場が変更されるので御注意願いたい。第一日からの参加者は弥彦線欠付(やはぎ)駅下車で中学校が会場。また準急列車でかけつける上越方面の方たちのためには東三条駅から直接大会専用バスを出すことになっているので利用してほしいとのこと。

1. 趣旨

第12回大会では、進展する時代に即応する公民館のありかたをもちめて、現状の反省と将来への展望に多大の成果をおさめたが、本年はいっそうこの研究を進め、とくに産業の高認成長に平行する地域社会の文化の開発を促すため、公民館はどのようにその経営を改善していかなければならないかを研究し、本県社会教育の振興に奇与せんとするものである。

2. 大会主題

地域社会の総合開発ならびに文化の創造発展に資するため、公民館の運営をいかに改善すべきか。

3. 主催

新潟県教育委員会、新潟県公民館連絡協議会、弥彦村教育委員会、下越公民館連絡協議会

4. 主管

西蒲原郡公民館連絡協議会

5. 後援

新潟県市長会、新潟県市議会議長会、新潟県町村会、新潟県町村議会議長会、新潟県連合青年団、新潟県婦人連盟、新潟県PTA連絡協議会、新潟県新生活運動協会、NHK新潟放送局、新潟放送K・K、新報日新社

6. 期日

昭和37年6月8日(金) 9日(土)

7. 会場

矢作(やはぎ)駅下車【東三条からはバスが連絡】
西蒲原郡弥彦村中学校(第1日) 小学校(第2日)

8. 参加者

公民館役員(運営審議員も含む)市町村長、同議会議員及び関係職員、市町村教育委員及び同関係職員、市町村社会教育

育行事及び同講習修了者、社会教育委員及び社会教育関係団体(会)員、学校長及び教職員、一般希望者

9. 記念講演講師

朝日新聞論説委員 伊藤昇氏 (交渉中)

10. シンポジウム

テーマ「地域社会の総合開発ならびに文化の創造発展に資するための公民館の運営を私はこうすべきだと思う」

講師 近藤緑郎氏(県議)、八幡八郎氏(県町村会長)、玉井成光氏(新大教授)、本間欣爾氏(日報論説委員)、奥村連代表、高橋和基知氏(県連青代表)

11. 分科会

主題 大会主題と同じ
部会 ①都市 ②農村 ③自由
助言者(各出張所社教主事) 司会(主事会一任)
記録(地元公連一任)

12. 参加申し込み

各市町村公民館ごとにまとも弥彦村公民館内、県大会係あて5月25日まで申し込み

13. 宿泊

宿泊：希望者は一泊(二食付)800円であっせんする。ただし予約金200円を申し込みと同時に前納すること

14. 視察見学

弥彦山頂ロープウェイ、競輪場弥彦神社及び文化財

15. 大会開会式及び表彰式次第

1. 開式のことば
2. 国歌演奏
3. 主催者あいさつ
4. 来賓紹介
5. 県公連事業報告
6. 感謝状贈呈
7. 表彰状贈呈
8. 祝辞並びに祝電披露

(口程)

| 6月9日 | 6月8日 | 時間 |
|--------|----------------|----|
| 主事会 | | 8 |
| 分科会報告 | | 9 |
| 全体討議 | 受付 | 10 |
| 記念講演 | | 11 |
| 開会式 | 開会式 | 12 |
| 閉会式 | 昼食(評議員会) 常任幹事会 | 1 |
| (視察見学) | シンポジウム | 2 |
| ↓ | 民謡紹介 | 3 |
| | 分科会 | 4 |
| | | 5 |
| | (バスで 宿舎へ) | 6 |

- (1) 開催場所の問題 講義中道路を走る自動車また宣伝カーなどの
- (2) 悪かった点
- (3) 歌謡指導を加えたことで気分転換がはかられたこと。
- (4) 十二日間の献立(感謝)
- (5) 歌謡指導を加えたことで気分転換がはかられたこと。

③ 良かった点
① 期間はこの程度が最も適当と思つた。
② 講師の選択などもよかった。
③ 講習生の態度(落伍する者があるかと思つたが、一人もなかった点など)

初めての長期講習は佐渡から五名、総員五〇名の二員に加えられて無事十二日間の期間を終つてほつとした。講義を聞いていた間は別にしても、五月十日までに提出しなければならぬレポートで頭一杯の自分、これが十年間最後の講習会になつたことが多量でできた。レポート作製のために特別指導をうけたり、共同研究のための日税の話しいなぞをして痛つた自分が待っていたものが、収入役への異動だった。十年間の思い出として、この十二日間の長期講習がいまさらのようになつたかしく思ひ出されてならない。最後になつた十二日間の講習に對し思ひついたま書いてみたいと思ふ。

十年間最後の講習会

前佐渡郡真野町 山本 醇
公民館 主事

「栄転おめでとう」
公民館から町や村の三役が続々と出るようになれば、あなたもその先鞭をつけれられたこと、それは、将来の公民館にとっても大きなプラスになると思ひます。本年度は、各地の公民館関係者も転任者が続出して、当方といつたしましてはいささかのわびしさも禁じ得ないところですが、しかし年ごといろいろな方面に成長していく公民館関係者のあることを誇りに思ひます。(輝斗を祈ります。)

麻呂にまたげられたこと。
② 開催時期 三月といへば公民館活動にとつても相当行事などが計画されるので、農繁期に開くことを考へる必要がある。
こんなことが考へられたので書いてみた。
第三班では六月中旬に村上市で集会しようと思つた計画したことおぼたけは山階でできそうもない。講習会の感想記が、十年間、指導をいただいた皆様へのお別れのことばになつてしまつた。紙上をかりて講習会の皆様と、社会教育課の諸先生方、県公連の皆様方へ厚くお礼のことは申し上げたいと思ふ。今後共よろしく。
(真野町収入役)
(三月三十一日記)

一戸一坪の規模で部落分館

岐阜県八百津町公民館を見学して

下越出張所社会教育主事 龜山末松

早春二月岐阜県派遣研修生を引率して岐阜県内を巡回した折、八百津町を訪れその公民館を見学したが、学びべき点が多くあった。

八百津町は木曾川に沿った舟運の港町を中心となり、一町五ヶ村が合併した人口約二万の町である。名古屋市より名鉄八百津線で大山を経ての終点である。農業、林業、水産業のほか木曾川水系利用の関西電力の発電所が三ヶ所あり裕福な町である。(昭和三十六年度総予算額二億三千余万円である)

公民館運営機構は別表の通り

和知地区(第一五、三四〇) 旧和知村公民館で昭和三十一年全県優良公民館として表彰を受けているだけに大きな施設である。製糸工場を転用したもので木造の古きものとして整えられ役立っている。部室もよく整理されている。内職指導のあつせん、共同作業もなされ製品が積まれていたり炊事場では近くの粗の雑の夕食準備がすすめられていた。養蚕奨励の備が十分である。

洋風を二館つてある。

和風、木造平屋七ルタル建築(約七〇坪)

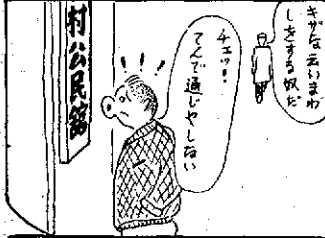
見学した分館は木造和風と鉄筋コンクリートとである。

丸山公園などを見学させて頂き中の公民館に参り、中心部は役場、中央公民館は事務室を中央に左右に談話室(タタミ)講堂とわかれていて講堂には剣道の練習が行われており、大会も可能な規模である。小館のち村内施設の見学に出かける。

分館の見学に向かう。沿道の水田は高低の差からいまだ区画整理されない自然の景観は珍らしい。農家の外見は田圃風景に調和した構造で大きく土蔵が目につく。越後のように作業舎が見えないで主屋が前面に出ており木立の少ない故か明るい感じがする。

部落分館

見学した分館は木造和風と鉄筋コンクリートの二階建(坪約三〇)とあり、別棟に講堂(ステーキジ)あり、共同作業室がある。入口廊下と小火鉢が二〇ヶ程ならべてある異様な光景に驚く。これは職員のない施設のない開放公民館の故で住民が自由に利用し整理して帰毛することから各室のものが集められた光景であるときいて頭が下がった。部室もよく整理されている。



物である。本館二階建別館二階建一階は事務室、図書室、郷土室、和裁、別館は育雛室、製パン室、加工室、炊事室、二階は全部集会所あり、説明も加えられた。

たがれそめたところ近くの部落分館の見学に向かう。沿道の水田は高低の差からいまだ区画整理されない自然の景観は珍らしい。農家の外見は田圃風景に調和した構造で大きく土蔵が目につく。越後のように作業舎が見えないで主屋が前面に出ており木立の少ない故か明るい感じがする。

部落分館

見学した分館は木造和風と鉄筋コンクリートの二階建(坪約三〇)とあり、別棟に講堂(ステーキジ)あり、共同作業室がある。入口廊下と小火鉢が二〇ヶ程ならべてある異様な光景に驚く。これは職員のない施設のない開放公民館の故で住民が自由に利用し整理して帰毛することから各室のものが集められた光景であるときいて頭が下がった。部室もよく整理されている。

利用出来る。ホールは広廊をエッセイに広間を楽屋に活用できるように設計され、講演、演劇、映画会に使用されるようにそれぞれに別入口、非常口もあり、また炊事施設は防火対策として別棟になっている。

洋風、鉄筋二階建(坪約三〇)

鉄筋コンクリートのモダンな設計で階上はホール式で集会に、階下は入口、事務室など小室に分れている。

部落分館は一戸一坪の規模で設計され、新築に当たっては町費七五物部落負担三五物と定められているが部落負担は土木作業等の労力率仕で終り、ほとんど町費で建設されるのである。設計も初期は鉄筋コンクリート等が考えられたが利用結果から最近ではなくなり使えらるよう工夫されてきている。特に鉄筋分館は災害時に子女の避難場所ともなり重要性があると思われる。

時間がなく細部について知ることが出来ず残念だった。部落分館は集会所、娯楽社交の場として活用され充分機能を果しているものと思われた。七二の分館は本年度整備終了するので地区館整備に着手されること。施設充実に努力されていることは町の熱意によるもので、ちなみに町の中央にある役場は旧時代の建築であるが隣接の小学校は鉄筋三階建(ステーキム腰房エレベーター付)の堂々たるものを見て教育に対する熱意のほどがうかがわれた。

| 公民館名 | 分館数 | 地区運営委員 | 主事専任 | 講師 | 有線放送 |
|--------------------|-------|--------|------|----|------|
| 八百津地区公民館(中央公民館併設) | 一分館28 | 10人 | 1人 | 1人 | 700戸 |
| 和知地区公民館(独立) | 一分館12 | 8人 | 1人 | 1人 | 700戸 |
| 錦町地区公民館(小学校併設) | 一分館4 | 6人 | 1人 | 1人 | 350戸 |
| 湖南地区公民館(中学校併設) | 一分館6 | 6人 | 1人 | 1人 | 200戸 |
| 福祉地区公民館(独立) | 一分館6 | 5人 | 1人 | 1人 | 200戸 |
| 久田見地区公民館(久田見公会堂併設) | 一分館16 | 8人 | 1人 | 1人 | 600戸 |

「八百津町公民館部落分館のひとつ 鉄筋コンクリート二階建」



(※講師は和裁指導の常勤専任の講師) (分館長は町内会長・部落会長分館主事は分館長が任命)

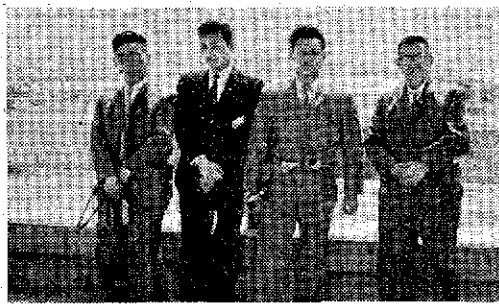


書店のPR雑誌(2)

落合辰一郎

丸善といえど洋書や洋品など、今から60年も前になる。巻数は今
いわゆる舶来物の高級品で、明治 年々50巻を算えている。
時代から知識人の間に知られている。この種のもので、こんなにも長
る老舗である。ここへ出している。はめずらしてきて、おそろへ日
月刊で、毎月五日が発行日。B 本における書店のPR誌としては
B版、約80頁の美麗な小冊子であ 厚分りである。

あるいはこうなるとも単なる 価格はやや高く、一冊五〇円
ただし年ぎめは五〇〇円である。 R誌とは、いえないかも知れな
創刊が明治30年。月ごうからい。



【写真は本会事務局を訪問した 研修生代表・豊栄公と巻公へ行った方たち】

千葉県公連から本県へ研修生

—新しい公民館のあり方を求めて—

さる四月十九日、いづの目的で計画されたもので、本第二班A 豊栄町中央公民館へ
千葉県公連から十一 県公連および受け入れ公民館で 加藤 政七氏
名の研修生が来県、は、両手を上げて歓迎することも 千倉 昌氏
四泊五日間にわたり、ありのままの活動状況を披露 天羽 昭
本会の指定した七公 した。本紙では研修生と受け入れ 九十九里町 古川 幸男氏
民館に分れてそれ 公民館側からの研修感想文を依頼 泉 山本 清氏
ぞれ熱心に研修して してあるので六月号に掲載する予 干潟町 菅谷 栄夫氏
いた。これは千葉県 定である。 第三班 畑野町松ヶ崎公民館へ
県公連が「変ぼうす 受け入れ公民館名とお研修名 第三班 相川町一見公民館へ
る社会に即応する公 第二班 江見町 吉野 快宏氏
民館のあり方」を求 は次のとおり。 第三班 金井町公民館へ
めて先進地の活動状 野田市 大柴 勇彦氏
況を実際の運営に参 鉾子市 湯浅 和男氏 第三班 白鳥 昇彦氏
加しながら学ぼうと 佐倉市 高橋 三千男氏 第三班 佐和田町公民館へ
早田 吾一氏

表紙は毎号東西名画をあててい
る。
内容は、各界著名人の論文やエ
ッセイや書評や著者の評伝といっ
た多様なもので、いずれもアカデ
ミックな色彩が濃い。
和洋の新聞家内には自店のもの
に限らず、他社発行の主なものも
含まれていて好感がもてる。洋書
の案内は独壇場、今更いこうに及
ぶまい。とにかく岩波の「図書」
と共にこの種PR誌の双璧とい
えるだろう。

新しいところでは、みずす書房
の「みずす」がある。創刊は昭和
三十四年四月で、未だ三年にしか
なっていない。
月刊で、発行日は毎月一日、定
価は一部四〇円だが、年極は三〇
〇円である。
B6、70P平均の小冊子で、紙
質はクリーム色上質紙を使用、組
書評も新鮮だ。総じて若々しい感
な感じが特色といえるだろう。た
だ、しかし最近号の頁数が減って
きたのが、いささか気になる。
内容は新人のエッセイが多く、
古い人は余り登場しないようだ。

勸奨 山岸芳治郎

唐突にけに唐突に退職の勸奨を受けて心乱るる
定年に非ざる停年となりけり五十八才の線を引かれて
早稲の鳴るにも似たる心臓を抱きて勸奨期を過ぎたり
老いといふ年令は氣にせず働きの働きつがんと固執ひつづ
平均寿命までは勤めにいそしむん固執意志も歩き来し我
死ぬるまで余生ありとは思はざり五十八以後は何の世ぞかし
生活にもまた事欠く身の上を併せて告げぬ上同の前に
勸奨を受けし仲間は大人数あり枕を並み去り行かんぞす
(元糸魚川公民館長)

明るき退屈 庵原健

東京はあはたしたとて湯河原に泊りもとむる妻にしたがふ
仕合せを求めて泊るごころにて昨夜は寤寐今宵は熱海
よりとて求める妻の旅ごころ時と告われにからむ暇に知る
冬と春混在すこと願ふ山見え晴き山見えては取のぼる
きざらぎの華厳滝は静せて流るる水の極ごとくく煙らひ散れる
なかに秘密さらけにあらざる。人の旅退屈にして明るかりけり
旅泊り重ねてわれは疲れしかうつけ心をしきりにし欲る
古き思惟捨てて旅寝を十夜へあつひかかぬる冠帯の執念
(本会常任理事)

全公連速報

写真機などの免税を追加
物品税法の改正を公布

三月三十一日付 気録音再生機
公布の法律第四十 八号物品税法および政令第九十五号
物品税法施行令の 改正によって、公
民館に備えつづける
免税物品が下記の
とおり追加または
訂正された。
▽追加されたもの
写真機、撮影機
写真引伸機、ア
ンサンブル式レ
コード演奏機
置、円盤式の磁
気録音再生機
▽訂正されたもの
どん帳および書類(従来は引器
飾機)
▽参考(従来から続いて免税とな
るもの)
映写機、楽器、蓄音機、テレビ
ジョン受像機、写真用のフィル
ム、テープ式磁気録音再生機、
幻灯機、ラジオ受音機、マイク
フォン、拡張用増幅器及び拡
声器
公民館は社会教育課
所管に文部省の機構
を一部改正
文部省では四月一日から機構の



あとかき